

税務署に置かれる特別国税徴収官、特別国税調査官等の事務分掌を定める訓令

平成13年1月6日

訓令第4号

改正 平成13年6月29日

訓令第6号

平成15年7月4日

訓令第9号

平成16年7月2日

訓令第6号

平成17年4月1日

訓令第2号

平成17年7月6日

訓令第10号

平成18年6月30日

訓令第30号

平成19年6月29日

訓令第3号

平成21年6月30日

訓令第31号

平成21年12月28日

訓令第59号

平成22年6月30日

訓令第4号

平成23年6月30日

訓令第7号

平成24年6月29日

訓令第4号

平成24年12月28日

訓令第9号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 総務課（第2条）

第3章 特別国税徴収官及び特別国税調査官（第3条・第4条）

第4章 統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官（第5条～第11条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、国税庁事務分掌規則（平成13年国税庁訓令第1号、以下「庁訓令」という。）第422条、第427条第3項、第428条第6項、第429条第6項、第430条第7項及び第431条第3項の規定に基づき、税務署に置かれる複数の特別国税徴収官等の所掌に属する事務を定めることを目的とする。

第2章 総務課

（課長補佐）

第2条の1 課長補佐を置く税務署は、別表1に掲げるとおりとする。

（会計係）

第2条の2 会計係を置く税務署は、別表1に掲げるとおりとする。

（会計係の事務）

第2条の3 会計係は、庁訓令第421条第11号から第14号まで及び第16号に掲げる事務をつかさどる。

第3章 特別国税徴収官及び特別国税調査官

（特別国税徴収官の事務）

第3条 担当を同じくする特別国税徴収官は、税務署長の定めるところにより、財務省組織規則（平成13年財務省令第1号、以下「組織規則」という。）第550条に掲げる事務を分掌する。

（特別国税調査官の事務）

第4条 担当を同じくする特別国税調査官は、税務署長の定めるところにより、組織規則第551条に掲げる事務を分掌する。

第4章 統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官

(管理運営部門統括国税徴収官の事務)

第5条 管理運営第一部門統括国税徴収官(管理運営・徴収部門のほか統括国税徴収官を置く税務署の管理運営部門統括国税徴収官を含む。)は、組織規則第552条に規定する事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

- (1) 管理運営部門及び管理運営・徴収部門(以下「管理運営担当部門」という。)の各統括国税徴収官の所掌に属する事務の総括及び調整に関すること(第6条第1項第2号から第6号までに掲げる事務(以下「徴収事務」という。)を除く。)
 - (2) 内国税の徴収に関する事務の管理に関すること(他の統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。)
 - (3) 内国税の還付に関する事務の管理に関すること。
 - (4) 内国税の徴収に関する不服申立て及び訴訟に関すること(内国税の滞納処分及び納税の猶予(以下「滞納処分等」という。)に関するものを除く。)
 - (5) 納税貯蓄組合に関すること。
 - (6) 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものに関する事務の管理に関すること。
 - (7) 税外諸収入の徴収に関すること(他の統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。)
 - (8) 管理運営担当部門の事務で、他の管理運営担当各部門統括国税徴収官の所掌に属さないもの(徴収事務を除く。)
- 2 管理運営第一部門統括国税徴収官は、管理運営担当部門の事務運営の特質にかんがみ、前項第1号に掲げる事務の一環として、各統括国税徴収官の下に置かれる職員が処理する事務(徴収事務を除く。)を定め、あらかじめ、税務署長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の統括国税徴収官以外の統括国税徴収官は、第1項第2号から第7号までに掲げる事務を分掌する。
- 4 第1項及び第3項の各統括国税徴収官の間における第1項第2号から第7号までに掲げる事務の分掌については、事務の性質、税目、地域等を基準として税務署長がこれを定める。

(徴収部門統括国税徴収官の事務)

第6条 徴収第一部門統括国税徴収官は、組織規則第552条に規定する事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

- (1) 徴収部門の各統括国税徴収官の所掌に属する事務の総括及び調整に関すること。
- (2) 滞納処分等に関すること。
- (3) 滞納処分等に係る不服申立て及び訴訟に関すること。
- (4) 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。
- (5) 物価統制令第20条に規定する割増金の徴収に関すること。
- (6) 保険料等の徴収(組織規則第552条第9号に掲げる事務をいう。)に関すること。
- (7) 徴収部門の事務で、他の徴収各部門統括国税徴収官の所掌に属さないもの。

- 2 前項の統括国税徴収官以外の統括国税徴収官は、前項第2号から第6号までに掲げる事務を分掌する。
- 3 前各項の各統括国税徴収官の間における第1項第2号から第6号までに掲げる事務の分掌については、税目、地域等を基準として税務署長がこれを定める。

(管理運営・徴収部門統括国税徴収官の事務)

第7条 管理運営・徴収部門のほかに統括国税徴収官を置く税務署の管理運営・徴収部門統括国税徴収官は、組織規則第552条に規定する事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

- (1) 事務の性質、税目、地域等を基準として、税務署長が定めるところによる第5条第1項第2号から第7号までに掲げる事務に関する事。
- (2) 徴収事務に関する事。

(個人課税部門統括国税調査官の事務)

第8条 個人課税第一部門統括国税調査官は、組織規則第553条に規定する事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

- (1) 個人課税部門の各統括国税調査官の所掌に属する事務の総括及び調整に関する事(第4項に掲げるものを除く。)
 - (2) 所得税及び個人事業者の資産の譲渡等に係る消費税(以下「所得税等」という。)の賦課に関する事務のうち、所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関する事(他部門の所掌に属するものを除く。)
 - (3) 所得税等の課税標準の調査及び所得税等に関する検査に関する事(他部門の所掌に属するものを除く。)
 - (4) 所得税等の犯則の取締りに関する事(他部門の所掌に属するものを除く。)
 - (5) 所得税等の賦課に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事(他部門の所掌に属するものを除く。)
 - (6) 第2号から第5号までに掲げる事務に関連して行う税務署長が必要であると認めた源泉徴収に係る所得税、法人税、法人の資産の譲渡等に係る消費税及び印紙税(資産課税部門を置く税務署の個人課税部門の統括国税調査官にあつては、山林所得、譲渡所得に係る所得税、これらの所得の基因となる資産の譲渡等に係る消費税(以下「譲渡所得等に係る所得税等」という。)及び相続税、贈与税、地価税、登録免許税及び財産税(以下「相続税等」という。)を含む。)の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査に関する事。
 - (7) 前号に掲げる事務に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事。
 - (8) 内国税(酒税を除く。)の賦課に関する資料及び情報の収集に関する事。
 - (9) 外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、個人に係るものに関する事(資産課税部門及び法人課税部門の統括国税調査官の所掌に属するものを除く。)
 - (10) 個人課税部門の事務で、他の個人課税各部門統括国税調査官の所掌に属さないもの。
- 2 前項の統括国税調査官以外の統括国税調査官は、第1項第2号から第9号までに掲げる事務を分掌する。
 - 3 別表2に掲げる部門の統括国税調査官は、前項に掲げる事務のほか次の事務をつかさどる。
 - (1) 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する事務のうち、相続税等及び譲渡所得

等に係る所得税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。

- (2) 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査に関すること。
 - (3) 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の犯則の取締りに関すること。
 - (4) 相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関すること。
 - (5) 前各号に関連して行う税務署長が必要があると認めた所得税等（譲渡所得等に係るものを除く。）、法人税、法人の資産の譲渡等に係る消費税及び印紙税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査に関すること。
 - (6) 外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に係るものに関すること。
- 4 前3項の各統括国税調査官の間における第1項第2号から第9号までに掲げる事務の分掌については、地域、業種等を基準として税務署長がこれを定める。

（資産課税部門統括国税調査官の事務）

第9条 資産課税第一部門統括国税調査官は、組織規則第553条に規定する事務のうち前条第3項各号に掲げるもののほか次に掲げるものをつかさどる。

- (1) 資産課税部門の各統括国税調査官の所掌に属する事務の総括及び調整に関すること。
 - (2) 前条第3項第5号に掲げる事務に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関すること。
 - (3) 前条第3項各号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集に関すること。
 - (4) 資産課税部門の事務で、他の資産課税各部門統括国税調査官の所掌に属さないもの。
- 2 前項の統括国税調査官以外の統括国税調査官は、前条第3項各号並びに前項第2号及び第3号に掲げる事務を分掌する。
- 3 前2項の各統括国税調査官の間における前条第3項各号並びに第1項第2号及び第3号に掲げる事務の分掌については、税目、地域等を基準として税務署長がこれを定める。

（法人課税部門統括国税調査官の事務）

第10条 法人課税第一部門統括国税調査官は、組織規則第553条及び第554条に規定する事務のうち次に掲げるもの（酒類指導官が置かれる税務署においては、酒類指導官が所掌する事務を、また、別表3に掲げる税務署においては、第2項に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

- (1) 法人課税部門の各統括国税調査官の所掌に属する事務の総括及び調整に関すること。
- (2) 法人税、源泉徴収に係る所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税、電源開発促進税、地方道路税及び酒税（以下「法人税及び間接諸税等」という。）の賦課に関する事務のうち、法人税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。
- (3) 法人税及び間接諸税等の課税標準の調査及び法人税及び間接諸税等に関する検査に関すること。
- (4) 法人税及び間接諸税等の犯則の取締りに関すること。
- (5) 法人税及び間接諸税等の賦課に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関すること。

- (6) 第2号から第5号までに掲げる事務に関連して行う税務署長が必要があると認めた所得税等（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び相続税等の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査に関すること。
 - (7) 前号に掲げる事務に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関すること。
 - (8) 第2号から第6号までに掲げる事務に関する資料及び情報の収集に関すること。
 - (9) 外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、法人及び源泉徴収義務者に係るものに関すること。
 - (10) 印紙の模造の取締りを行うこと。
 - (11) 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）。
 - (12) 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
 - (13) 法人課税部門の事務で、他の法人課税各部門統括国税調査官の所掌に属さないもの。
- 2 別表3に掲げる部門の統括国税調査官は、第1項各号に掲げる事務のうち源泉徴収に係る所得税に関する事務のうち、源泉徴収に係る所得税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務及びこれらの事務に関連して行う税務署長が必要があると認めた法人税、法人の資産の譲渡等に係る消費税及び印紙税の課税標準の調査に関する事務をつかさどる。
 - 3 別表第4に掲げる部門の統括国税調査官は、前項に掲げる事務をつかさどるほか、第1項第2号から第10号までに掲げる事務を分掌する。
 - 4 第1項及び第2項及び第3項の統括国税調査官以外の統括国税調査官は、第1項第2号から第10号までに掲げる事務を分掌する。
 - 5 第1項及び前項の各統括国税調査官の間における第1項第2号から第10号までに掲げる事務の分掌については、税目、業種等を基準として税務署長がこれを定める。

（酒類指導官の事務）

- 第11条 酒類指導官を2人以上置く税務署にあっては、そのうち一人を筆頭酒類指導官とする。
- 2 筆頭酒類指導官は、組織規則第554条に規定する事務のうち次に掲げるものをつかさどる。
 - (1) 各酒類指導官の所掌に属する事務の総括及び調整に関すること。
 - (2) 酒税の賦課に関する事務のうち、酒税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。
 - (3) 酒税の課税標準の調査及び酒税に関する検査に関すること。
 - (4) 酒税の犯則の取締りに関すること。
 - (5) 酒税の賦課に関する法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関すること。
 - (6) 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）。
 - (7) 第2号から第6号までに掲げる事務に関する資料及び情報の収集に関すること。
 - (8) 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
 - (9) 酒類指導官の事務で、他の酒類指導官の所掌に属さないもの。
 - 3 前項の酒類指導官以外の酒類指導官は、前項第2号から第8号までに掲げる事務を分掌する。
 - 4 前2項の各酒類指導官の間における第2項第2号から第8号までに掲げる事務の分掌については、地域等を基準として税務署長がこれを定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 税務署事務分掌規程（平成3年大阪国税局訓令第5号）は、平成13年1月5日限り廃止する。
- 3 当分の間、この訓令において、第8条1項(6)、同条3項(5)、第10条1項(2)及び同条2項中「法人税」とあるのは、「法人税、復興特別法人税」とする。
- 4 当分の間、この訓令において、第8条1項(2)中「所得税及び」とあるのは、「所得税、復興特別所得税及び」と、同項(6)中「源泉徴収に係る所得税」とあるのは、「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税」と、同項(6)中「消費税及び」とあるのは、「消費税並びに」と、同項(6)中「譲渡所得に係る所得税、」とあるのは、「譲渡所得に係る所得税及び復興特別所得税並びに」と、同項(6)中「及び相続税」とあるのは、「並びに相続税」と、10条1項(2)中「源泉徴収に係る所得税」とあるのは、「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税」と、同項(2)中「地方道路税及び」とあるのは「地方道路税並びに」と、同項(6)及び同条2項中「源泉徴収に係る所得税」とあるのは、「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税」とする。

附 則

この訓令は、平成13年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年7月4日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

別表1 総務課に置く課長補佐及び会計係の数

税務署名	課長補佐	会計係	税務署名	課長補佐	会計係
大津	○	○	枚方	○	○
彦根			茨木	○	○
長浜			八尾	○	○
近江八幡		○	泉佐野	○	○
草津	○	○	富田林	○	○
水口			門真	○	○
今津			東大阪	○	○
上京	○	○	灘		○
左京		○	兵庫	○	○
中京		○	長田		○
東山		○	須磨	○	○
下京	○	○	神戸	○	○
右京	○	○	姫路	○	○
伏見	○	○	尼崎	○	○
福知山			明石	○	○
舞鶴			西宮	○	○
宇治	○	○	洲本		○
宮津			芦屋	○	○
園部			伊丹	○	○
峰山			相生		
大阪福島		○	豊岡		
西港	○	○	加古川	○	○
天王寺		○	龍野		
浪速	○	○	西脇		
西淀川		○	三木		
東成		○	社		
生野	○	○	和田山		
旭	○	○	柏原		
城東	○	○	奈良	○	○
阿倍野		○	葛城	○	○
住吉	○	○	桜井		
東住吉	○	○	吉野		
西成	○	○	和歌山	○	○
東淀川	○	○	海南		
北	○	○	御坊		
大淀		○	田辺		
東	○	○	新宮		
南	○	○	粉河		
堺	○	○	湯浅		
岸和田	○	○			
豊能	○	○			
吹田	○	○			
泉大津	○	○			

別表2 所得税等及び資産税事務を担当する部門

税務署名	該 当 部 門	税務署名	該 当 部 門
彦 根	個人課税第二部門	西 成	個人課税第二部門
長 浜	個人課税第二部門	大 淀	個人課税第二部門
近江八幡	個人課税第三部門	長 田	個人課税第二部門
水 口	個人課税第二部門	洲 本	個人課税第三部門
福知山	個人課税第二部門	相 生	個人課税第二部門
園 部	個人課税第二部門	豊 岡	個人課税第二部門
大阪福島	個人課税第二部門	龍 野	個人課税第二部門
港	個人課税第三部門	西 脇	個人課税第二部門
天王寺	個人課税第二部門	社	個人課税第二部門
浪 速	個人課税第二部門	柏 原	個人課税第二部門
西淀川	個人課税第二部門	吉 野	個人課税第二部門
東 成	個人課税第二部門	田 辺	個人課税第二部門
阿倍野	個人課税第二部門		

別表3 源泉所得税事務専担部門

税務署名	該 当 部 門	税務署名	該 当 部 門
大 津	法人課税第四部門	吹 田	法人課税第五部門
下 京	法人課税第八部門	枚 方	法人課税第五部門
右 京	法人課税第五部門	茨 木	法人課税第五部門
西	法人課税第七部門	八 尾	法人課税第六部門
東住吉	法人課税第五部門	門 真	法人課税第六部門
東淀川	法人課税第八部門	東大阪	法人課税第十部門
北	法人課税第九部門	神 戸	法人課税第八部門
東	法人課税第十部門	姫 路	法人課税第七部門
	法人課税第十一部門	尼 崎	法人課税第六部門
南	法人課税第八部門	西 宮	法人課税第六部門
堺	法人課税第九部門	奈 良	法人課税第六部門
豊 能	法人課税第六部門	和歌山	法人課税第六部門

別表4 源泉所得税事務主担部門

税務署名	該 当 部 門
上 京	法人課税第四部門